

富士のお茶販路拡大支援事業補助金

富士市では、国内・海外での富士のお茶の販路拡大に取り組む市内茶業者を支援するため、市内茶業者を対象に補助金を交付します。

※必ず事業開始前に申請してください。

●対象者

- ・市内に住所を有する茶業者（茶農家・製茶工場・茶商）

※法人の場合は市内に本社を有すること

●補助率

- ・事業費の2分の1

●補助額の上限

①国内（静岡県内は除く）販路開拓・拡大に取り組む事業 上限10万円

②海外販路開拓・拡大に取り組む事業 上限30万円

※ただし国内・海外ともに事業を行う場合は 上限40万円

※国内・海外ともに申請は各1回限り

●補助対象経費 ※商談会もしくはイベントの出店を必須とする

(1) 商談会やイベントの出店

商談会やイベントの出店費、旅費、輸送費 等

(2) 商品開発

商品開発費、残留農薬検査費、成分分析費、パッケージ製作費（海外） 等

(3) その他

翻訳費（海外）、掲示物・広告費、補助対象経費の代理店等への委託費 等

●申請時に必要な書類

- ・補助金交付申請書※
- ・事業計画書※（日程や工程、パンフレット等の添付可）
- ・収支予算書※（見積書等を添付）
《見積書について》
受付時において有効期限内の日付のもの。
宛名には、申請者の個人名が記載されていること。
- ・定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- ・メールアドレス（使用しているものがあれば）

※必要書類は農政課窓口またはウェブサイトにてダウンロード可能

● 交付決定通知受領後に行っていただくこと
補助金の交付が決定された後、交付決定通知書を送付いたします。必ず
交付決定通知後(原則として申請日)に事業を開始してください。

● 購入金額に変更が生じた場合の対応
申請時に提出した見積書の金額と実際の金額に変更が生じる場合は、変更申
請をしていただく可能性がありますので、必ず窓口まで御相談ください。
変更申請が必要な場合は、再度見積書を取り直していただき、見積書を持参
の上、下記窓口までお越しいただくこととなりますので御承知おきください。

- 実績報告時に必要な書類
- ・ 実績報告書※
 - ・ 事業報告書※
 - ・ 事業の実施、成果を確認することができる写真または写し
 - ・ 収支決算書※
 - ・ 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し（領収書、振込明細書の写し等）
 - ・ 請求書※（口座払いのために記載していただきます）

※必要書類は農政課窓口またはウェブサイトにてダウンロード可能

重要事項

- ・ 窓口での受付順に処理させていただきます。
- ・ 受付遅延を防ぐため、申請書類は富士市農政課に直接提出してください。
- ・ 予算には限りがございますのでお早目の申請をお願いいたします。
- ・ 補助金は、申請者名義の銀行口座振込にて行います。
申請書/実績報告書 等各種書類と口座名義人が同一人物となるようお願いいたします。

お問い合わせ・申込先

富士市役所 農政課（5階南側）

農業振興担当 TEL：0545-55-2781